

## 仕様書

### 1 業務名

農泊の推進・レベルアップ事業インバウンド誘客対策業務委託

### 2 目的

現在三重県内の農山漁村地域において、インバウンドの受入に取り組む事業者が増加している一方、農泊（渚泊）地域協議会における横展開ができていないのが課題である。そこで、農泊インバウンド受入促進重点地域におけるモニターツアーを行い、外国人参加者からのフィードバックを得て、その結果を農泊（渚泊）協議会に共有することで、三重県全体で農泊・渚泊の推進を図る必要がある。

本業務委託は、三重県内の農泊・渚泊地域でのインバウンド受入推進につなげることを目的とする。

### 3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

### 4 業務の内容

#### (1) モニターツアーの企画（1回）

以下の条件により、インバウンド向けモニターツアーを企画すること。

#### 【ターゲットについて】

・主なターゲットは、在日外国人とする。なお、より訴求力を高めるためこれらの中からターゲットを絞り込むことも差し支えないこととする。

#### 【内容について】

・行程は三重県内で1泊2日以上とすること。企画するにあたって、受け入れ先の地域協議会等の意見を参考にすること。また、少なくとも2つは体験プログラムを含むこと。

・体験プログラムについては、以下のとおりとすること。なお、体験プログラムは既存・新規は問わない。

ア) 三重県の特徴ある自然体験や歴史伝統文化体験、または産業体験を含めること。

イ) 野外で行うものについては、雨天時の代替プログラムを含めること。

・実施地域は、「農泊インバウンド受入促進重点地域」に選定された3地域（「一般社団法人大紀町観光協会」「Inaka Tourism 推進協議会」「相差海女文化活性化協議会」）のうち1地域で実施すること。

- ・宿泊先については、実施地域内で宿泊できるようにすること。
- ・食事については、地域の伝統的な食事または地域の食材を中心とした食事内容となるよう努めること。また、参加者の信教・信条・体質に配慮すること。

## (2) モニターツアーの実施(1回)

(1)で企画したモニターツアーを以下の条件で実施すること。

### 【参加者募集について】

- ・参加者の募集を行うこと。参加の機会の公平を期すため、参加者は公募とすること。
- ・参加申し込みの受付、とりまとめ、問い合わせ対応、参加者の選定、参加者への事前調整、事後連絡(外国語対応含む)を行うこと。

### 【参加者について】

- ・参加人数は5名以上(いずれも18歳以上であること)とする。
  - ・参加者は、以下の条件を満たす在日外国人とすること。
- ア) モニターツアーにおいて、アンケートの回答やヒアリング、意見交換に応じていただけること。
- イ) 今後のインバウンド受入のため、三重県から農泊(渚泊)事業者及び関係者にアンケートやヒアリングの結果を伝えることについて、了承頂けること。

### 【ツアー実施について】

- ・令和7年2月下旬までにモニターツアーを1回実施すること。
- ・参加者等の移動に要する交通手段を手配すること。
- ・参加者等の宿泊及び食事を手配すること。
- ・参加者が、日本語では意思疎通が十分円滑にはできない場合は、通訳を手配し、同行させること。
- ・ツアー当日、本業務の担当者が同行し、参加者の引率を行うこと。
- ・ツアーを催行し、報告書(記録写真付き)を作成すること。  
写真については、記録のために使用するものであり、広報に使用するものではない。
- ・モニターツアーにおいて、参加者にアンケートやヒアリング、意見交換を実施すること。その後、受託者は、課題や改善点を洗い出し、ツアー行程に含まれる宿泊事業者や体験事業者にフィードバックすること。

### 【支払いについて】

- ・不可抗力によるモニターツアー内容の変更または中止の場合、委託者及び受注者の双方協議の上、委託業務を一部履行した場合の履行済み部分に相当する業務委託料を精算し、契約締結権者(三重県)が受注者に支払うものとする。
- ・参加者に要する費用の負担は、以下のとおりとすること。

費用	費用の負担
参加者の自宅から現地集合場所までの交通費	参加者の自己負担
現地集合場所から現地解散場所までの交通費（又は貸切バス等の費用）	全額、委託料を充てる
体験費用（朝・昼・夕食の費用、宿泊費用を除く体験プログラムの費用）	全額、委託料を充てる
朝・昼・夕食の費用	参加者の自己負担
参加者が任意でとる飲食の費用、任意で購入するものの費用	参加者の自己負担
宿泊費用	参加者の自己負担
現地集合場所から参加者の自宅までの交通費	参加者の自己負担
参加者の傷害保険料	参加者の自己負担

- ・ツアー催行に係る人件費や一般管理費等には、委託料を充てること。これらについては、参加者の負担としないこと。
- ・委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害が三重県の責めに帰すべき事由による場合においては、三重県がその費用を負担するものとし、その損害額は、三重県と受託者が協議して定める。
- ・ツアー中の事故に備えて、参加者全員に傷害保険に加入させること。保険料は参加者負担とする。（再掲）

【その他】

- ・その他、ツアーを実施するにあたり、必要な諸調整を行うこと。

(3) ツアー参加者による農泊（渚泊）地域への評価のとりまとめ

(2)で実施したツアー参加者による農泊（渚泊）地域への評価を実施し、その結果を集計、分析、翻訳し報告すること。評価方法は、アンケート及びヒアリングとする。アンケート項目は別紙を参考とし、三重県と受託者が協議して定める。

5 業務完了後の提出書類

業務完了後、下記のとおり提出すること。

(1) 実施報告書等の提出

① 提出期限

令和7年3月21日(金)

② 提出場所

三重県農林水産部農山漁村づくり課

③ 提出物

ア モニターツアーの実施報告書(記録写真付き)

イ 農泊(渚泊)地域への評価報告書

※印刷物とあわせて、電子媒体でも提出すること。

(2) その他

① 報告書の提出にあたっては、事前に発注者の承認を受けること。

② 事業実施状況等をわかりやすく編集すること。

6 業務実施の条件

(1) 業務実施にあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県農山漁村づくり課と協議を重ねながら実施するものとする。

(2) 委託期間内においては必要に応じてその都度三重県農山漁村づくり課との打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。

(3) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物(上記5(1)③の提出物をいう。以下同じ)の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。

(4) 委託業務の履行について、常に連絡調整ができるような体制を整えておくこと。

7 特記事項等

(1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議

を行うこと。

- (2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条第2項の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (3) 契約締結権者(三重県)は、三重県会計規則(以下、「規則」という)第80条第1項各号又は第2項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- (4) 契約締結権者(三重県)は、受注者が履行期限内にその義務を履行しないときは、規則第81条に基づき、同条第1項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収する。
- (5) 契約締結権者(三重県)は、受注者の責に帰する理由により契約を解除した場合、規則第82条に基づき、違約金を徴収する。
- (6) その他仕様書に記載がない事項については、規則の定めるところによります。  
規則については下記のURLからご参照ください。

<https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF0I/init?jctcd=8A85924EFA&houcd=H4I8902I00069&no=2&totalCount=28&fromJsp=SrMj>

## 農泊の推進・レベルアップ事業インバウンド誘客対策業務委託 アンケート項目

**0. 参加者の基本情報**

- ・国籍、性別、年代
- ・日本におけるこれまでの滞在日数（年数）（通算でも差し支えない）

**1. （これまでに農泊を経験したことがある人に対して）目的・動機・きっかけ**

○選択制（ただし、「その他」の選択肢を用意し、「その他」を選んだ場合は自由回答）

- ・選択肢の例として、「リフレッシュするため」「農山漁村の自然を満喫するため」「美しい景観を見るため」「地域ならではの食事を求めて」など。

**2. 各コンテンツの感想**

○段階評価、理由記述

以下の項目について段階評価とその理由を記述してもらうこと。

**（1）食事について**

- ・満足度
- ・スタッフの対応
- ・Wi-Fi などの通信環境

**（2）体験について**

- ・満足度
- ・スタッフの対応
- ・Wi-Fi などの通信環境

**（3）宿泊について**

- ・満足度
- ・スタッフの対応
- ・Wi-Fi などの通信環境
- ・寝具や寝室に関して、快適かどうか
- ・入浴に関して、快適かどうか

**3. 価格に対する感想**

○段階評価、理由記述

今回のツアー参加費について段階評価とその理由を記述してもらうこと。

#### 4. 希望する予約方法

自由記述

#### 5. 交通アクセス方法

自由記述

#### 6. 再訪意向・再訪時期

再訪意向…段階評価、理由記述

再訪時期…選択制、理由記述

#### 7. 全体を通じて良かった点・改善点

自由記述

※アンケート項目は、必要があれば上記以外の項目も設けても構わない。

※アンケート様式やアンケート方法は、農山漁村づくり課と協議を重ねながら決定するものとする。